

消火設備の基準（危政令第20条）

1 製造所、一般取扱所の消火設備の設置区分

区 分	施 設 規 模 等	
	高 引 火 点 危 険 物 以 外 の も の	高引火点危険物
著しく消火困難 （危省令第33条 第1項）	① 延べ面積1,000㎡以上のもの ② 100倍以上の危険物（危省令第72条第1項に規定する危険物（以下「火薬該当危険物」という。）を除く。）を取り扱うもの ③ 高さ6m以上の部分において取り扱う設備（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものを除く。）を有するもの ④ 部分規制の一般取扱所（他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたものを除く。）	延べ面積 1,000㎡以上のもの
消 火 困 難 （危省令第34条 第1項）	上記以外のもので、 ① 延べ面積600㎡以上のもの ② 10倍以上の危険物（火薬該当危険物を除く。）を取り扱うもの ③ 危省令第28条の55、第28条の56、第28条の57、第28条の60の一般取扱所	上記以外のもので、 延べ面積600㎡以上のもの
そ の 他 （危省令第35条）	上記以外すべて	上記以外すべて

2 屋内貯蔵所の消火設備の設置区分

区 分	施 設 規 模 等	
	高 引 火 点 危 険 物 以 外 の も の	高引火点危険物
著しく消火設備	① 軒高6m以上の平家建のもの ② 延べ面積150㎡を超えるもの（当該貯蔵倉庫が150㎡以内ごとに不燃材料で造られた開口部のない壁で区画されたもの及び第2類又は第4類の危険物（引火性固体及び引火点が70℃未満の第4類の危険物を除く。）のみのものを除く。） ③ 150倍以上の危険物（火薬該当危険物を除く。）を貯蔵するもの ④ 危政令第10条第3項の屋内貯蔵所（他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたもの及び第2類又は第4類の危険物（引火性固体及び引火点が70℃未満の第4類の危険物を除く。）のみのものを除く。）	軒高6m以上の平家建のもの
消 火 困 難	上記以外のもので、 ① 危政令第10条第2項の屋内貯蔵所 ② 危省令第16条の2の3第2項の特定屋内貯蔵所 ③ ①及び②以外の屋内貯蔵所で10倍以上の危険物（火薬該当危険物を除く。）を貯蔵するもの ④ 延べ面積150㎡を超えるもの ⑤ 危政令第10条第3項の屋内貯蔵所	上記以外のもので、 ① 危政令第10条第2項の屋内貯蔵所 ② 危省令第16条の2の3第2項の特定屋内貯蔵所 ③ 延べ面積150㎡を超えるもの ④ 危政令第10条第3項の屋内貯蔵所
そ の 他	上記以外のすべて	上記以外すべて

3 屋外タンク貯蔵所の消火設備の設置区分

区 分	施 設 規 模 等			
	液 体 の 危 険 物 を 貯 蔵 す る も の			
	高引火点危険物、第6類危険物以外のもの	高引火点危険物	第6類危険物	
著しく消火困難	① 液表面積40㎡以上のもの ② 高さが6m以上のもの ③ 地中タンク、海上タンクに係るもの			100倍以上のもの
消 火 困 難	上記以外のすべて			上記以外すべて
そ の 他		すべて	すべて	

4 屋内タンク貯蔵所の消火設備の設置区分

区 分	施 設 規 模 等			
	液 体 の 危 険 物 を 貯 蔵 す る も の			
	高引火点危険物、第6類危険物以外のもの	高引火点危険物	第6類危険物	
著しく消火困難	① 液表面積40㎡以上のもの ② 高さが6m以上のもの ③ タンク専用室を平家建て以外の建築物に設けるもので引火点が40℃以上70℃未満の危険物に係るもの（他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたものを除く。）			
消 火 困 難	上記以外すべて			すべて
そ の 他		すべて	すべて	

5 地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所の消火設備の設置区分

区 分	施 設 規 模 等
そ の 他	す べ て

6 屋外貯蔵所の消火設備の設置区分

区 分	施 設 規 模 等	
	高 引 火 点 危 険 物 以 外 の も の	高引火点危険物
著しく消火困難	塊状の硫黄等のみを囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱うもので囲いの内部の面積（2以上の囲いの場合は、合算）が100㎡以上のもの	\
消 火 困 難	上記以外のもので、 ① 塊状の硫黄等のみを囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱うもので囲いの内部の面積（2以上の囲いの場合は、合算）が5㎡以上のもの ② ①以外で100倍以上のもの	
そ の 他	上記以外のすべて	すべて

7 販売取扱所の消火設備の設置区分

区 分	施 設 規 模 等
消 火 困 難	第 2 種 販 売 取 扱 所
そ の 他	第 1 種 販 売 取 扱 所

消火設備の技術上の基準（危省令第29条～第36条）は、「消火設備及び警報設備に関する運用指針」（別記2.4）によるほか、次によること。

1 共通事項

- (1) 消火設備は、製造所等の専用とすること。ただし、水源、予備動力源、消火薬剤、ポンプ設備等について必要な措置を講じることにより、当該製造所等以外の消火設備と兼用することができる。
- (2) 第3種の消火設備について、泡消火設備における固定式及び移動式、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備における全域放出方式、局所放出方式及び移動式のそれぞれの区分は、施行令における区分と同様のものであること。（H. 1. 3 消防危24）
- (3) 危省令第32条の10ただし書は、第1種、第2種又は第3種の消火設備と併置する場合の第4種の消火設備についての緩和規定であり、第32条の11ただし書は、第1種から第4種までの消火設備と併置する場合の第5種の消火設備の緩和規定であるが、それぞれ第4種又は第5種の消火設備の設置を免除するものではなく、防護対象物から設置場所に至る歩行距離等に関する規定を適用しないことを定めたものであること。（H. 1. 3 消防危24）
- (4) 予備動力源については、次によること。
 - ア 予備動力源として内燃機関を使用するものにあつては、地震等による停電時においても消火設備の遠隔起動等の操作回路の電源等が確保されているものであり、消火設備が有効に作動できるものであること。（H. 1. 3 消防危24）
 - イ 二酸化炭素消火設備等の排出設備の予備動力源としては、非常電源専用受電設備によることができること。
- (5) 消火設備の配管は、危険物の配管に準じて、防食措置を講じること。
- (6) ハロゲン化物消火設備
ハロゲン化物消火設備については、平成3年8月16日付け消防危第88号（消防予第161号）「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」（以下「88号通知」という。）によること。
- (7) 二酸化炭素消火設備
二酸化炭素消火設備の安全対策については、88号通知によるほか、平成4年2月5日付け消防危第11号（消防予第22号）「二酸化炭素消火設備の安全対策に係る制御盤等の技術基準について」によること。

2 著しく消火困難な製造所等の消火設備（危省令第33条）

- (1) 消火活動上有効な床面（第1項第1号）

「消火活動上有効な床面からの高さ」の高さの算定の起点となっている消火活動上有効な床面とは、必ずしも建築物の床面に限られるものではなく、火災時において第4種の消火設備等による消火活動を有効に行い得るものでなければならないこと。（H. 1. 3 消防危24）
- (2) 地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さが6m以上の部分において危険物を取り扱う設備（第1項第1号）

「地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さが6m以上の部分において危険物を取り扱う設備」として高さが6m以上の精留塔などの塔槽類、タンク類等があること。
（H. 1. 7 消防危64）

タンクの高さの算定は、地盤面又は床面からタンク側板の最上段の上端までの高さとするこ

と。

- (3) 開口部のない耐火構造の床又は壁（第1項第1号、第2号、第4号）

「開口部のない耐火構造の床又は壁で区画」とは、施行令第8条の区画に準じたものとする
こと。

- (4) 火災のとき煙が充満するおそれのある場所（第2項第1号）

危省令第33条第2項第1号の表中の「火災のとき煙が充満するおそれのある場所」には、
上屋のみで壁が設けられていない場所は該当しないものであること。（H.1.7消防危64）

- (5) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物（第2項第2号）

「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室」とは、「換気設備
及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準」（別記1）の別表において、自動強制排出設備又は強
制排出設備を設置しなければならない建築物又は室とすること。

- (6) 防護区画又は防護対象物が互いに隣接する場合の消火薬剤の貯蔵容器の共用（別記2.4）隣
接する防護区画又は防護対象物が、施行令第8条の区画に準じて区画されている場合は、「消
火設備及び警報設備に関する運用指針」（別記2.4）第8、3(3)ただし書に規定する「互いに
隣接する場合」に該当しないものとするができる。

- (7) 著しく消火困難な製造所等に存する20号タンクのうち、屋外にあるもの及び屋内にあるも
のに係る消火設備については、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所の消火設備の基
準を準用すること。